

ナチス政権登場と日本側の評価についての考察

—— 駐独日本大使館から東京への報告書を中心にして ——

足立邦夫

倉敷芸術科学大学教養学部

(1995年9月30日 受理)

はじめに

20世紀の政治世界に登場した新たな政権を考えると、見過ごすことができないものとしてふたつの政権を指摘できるだろう。ひとつは、ロシアのソヴィエト政権であり、他はドイツのナチス政権である。いずれの政権も、歴史の流れの中で次第に膨らんできた矛盾を解決する糸口を求めつつ、既成の体制のアンチテーゼとして登場、民衆の支持を得た。そして両政権とも内部に抱えた政権の矛盾、そして外部世界との摩擦、そこからの圧力に打ち克つことができず、ソヴィエト政権は74年間、またナチス政権は12年間¹⁾という歴史の空間を占めたあとに崩壊した。

だが、歴史の潮流に影響を与えるのは、必ずしも時間的空間の長さだけではなく、事象が擁する「エネルギー」にもあることを考えれば、両政権は次第に破壊的、暴力的、反人間的な政治を執行し、歴史の潮流に身をゆだねるしか方途のない人々に計り知れない否定的作用を及ぼした点で、極めて大きな力を持っていたことになるだろう。

本小論では特にナチス政権について、それが登場した1933(昭和8)年1月30日を中心としながら、ベルリンの駐独日本大使館の外交官たちが、ナチスの政権登場をいかに捉え、それをどう評価し、いかなる将来的な展望を——特に日本との関連で——描いたかについて考察を試みたい。

歴史については、相矛盾するふたつの格言がある。「歴史から学ぶ」と「歴史は繰り返す」である。人々が歴史から学び取っていれば、歴史が自己反復的に同じような事象——当然のことながら否定的な事象——を繰り返すのを阻止できるはずである。歴史がいまなお反復作用的な事象を見せつけていることは、人々の歴史認識が決して深いものでないことを立証しているのではないだろうか。

従って、ナチス政権の登場を日本の外交官たちがどう捉えたか等を考察することは、それぞれの外交官たちの歴史認識や洞察力などを知ることにもなり、日本がナチス・ドイツと組んで第2次世界大戦への破滅の道を進んだ原因の一端を探ることができるのではないかと思う²⁾。

本小論では日本外務省外交史料館(東京・港区麻布台)の「獨國內政関係雑纂」³⁾に収め

られている駐独日本大使館の外交官たちが東京の外務省に宛て送った公電を中心にした報告書を上記の趣旨の下に分析を行いたい。

なお、報告書は旧字体を新字体に直したほかは、原文通りとした。また、暗号解読での漢字の誤用と思われるものの訂正、読解不能な字などは [] によって明示した。

I

1933年1月前後における、駐独日本大使（臨時代理大使を含む）とその着任年月日は右表の通りである。これから明らかなように、ナチスが政権を掌握したとき⁴⁾、前任大使小幡酉吉は既に離任、後任大使永井松三が着任するのはまだ2カ月も先のことである。このため、参事官藤井啓之助⁵⁾が33年1月前後の4カ月余の間、臨時代理大使を務めていた。

ヒトラー内閣成立を伝える藤井の33年1月30日付の外相内田康哉宛の公第45号では、同内閣成立が意外であったことを明らかにしている。同電は「今次ノ政界危期[機]拾得[收拾]ニハ渺カラズ紆余曲折ヲ要スベク事態ハ結局独裁政治樹立ノ方向ニ一

進展ヲ為スベシトノ説当国新聞紙上ニ殆ド異口同意ニ繰返サレタル」と伝える⁶⁾。これは1月29日のクルト・フォン・シュライヒャー（Kurt von Schleicher）内閣の総辞職を受けて、大統領パウル・フォン・ベネッケンドルフ・ウント・フォン・ヒンデンブルク（Paul von Beneckendorf und von Hindenburg）の組閣の要請を受けたパーペンにとってナチ党⁷⁾と国権党⁸⁾を中核とする内閣成立のほか選択肢がないものの、両党の合計議席は248議席（ナチ党196議席、国権党52議席＝1932年11月6日の総選挙結果）⁹⁾で総議席584の絶対過半数にも達せず、90議席を有する中央党¹⁰⁾の協力を必要とするという先行き不透明な状況を見通してのものである。だが、国権党と中央党はお互いに政策で反目しているだけに中央党の協力は期待できず、ナチ党と国権党による連立政権樹立は待ち受ける困難さを考えれば、実現性には乏しく、ドイツの政治はワイマル共和制に決別して「独裁政治」に向かうという判断に藤井は達している。

それだけにヒトラー内閣の成立は「輿論ハ事ノ意外ナルニ一驚ヲ喫シ異常ノ衝動ヲ受ケタリ」と自らの驚きをも公電に織り込んで藤井は伝える。これはヒトラーの政権掌握が当時、決して「必然的帰結」ではなかったことを裏づけていることになるだろう¹¹⁾。

ナチス政権誕生前後の駐独日本大使歴任表

着任年月日	官 職	氏 名
1926・08・25	特命全権大使	長岡 春一
1930・05・06	臨時代理大使 (大使館参事官)	東郷 茂徳 小幡 酉吉
1931・04・06	特命全権大使	
1932・11・06	臨時代理大使 (大使館一等書記官)	七田 基玄
1932・11・19	臨時代理大使 (大使館参事官)	東郷 茂徳
1932・11・22	臨時代理大使 (大使館参事官)	藤井啓之助
1933・04・03	特命全権大使	永井 松三
1934・10・15	臨時代理大使 (大使館一等書記官)	杉下裕次郎
1934・12・28	特命全権大使	武者小路公共
1935・07・03	臨時代理大使 (大使館参事官)	井上庚二郎
1936・04・30	特命全権大使	武者小路公共

(外務大臣官房人事課編纂「昭和拾年七月編纂 外務省年鑑 壹」などによる)

ヒトラーの政権掌握という出来事が意外であった一方、ナチ党が政権の座に就いたことが衝撃であったことは、藤井の公第45号が「中間及左派系ニ於テハ表面比較的平静ノ態度ヲ示シ居ルニ拘ラズ内心動カラズ不安ノ念ヲ以テ事態ノ成行ヲ注視シ居ルハ又想像ニ難カラズ更ニ諸外国ニ於テモ相当大ナル衝動ヲ惹起シ居ル次第ナル」と伝えていることからも知ることができる。

藤井の公第45号は「なぜ、ヒトラーの政権掌握が衝撃であるのか」の答えを直接には出していないが、報告から推測すると、第1にナチ党は国務を党政策遂行の試験台とする冒険主義に出る懸念のあること、第2に失業救済問題では会社等に労務引き受け義務を課すなどの大胆な政策を実行する可能性のあること、第3にゲーリングがプロイセン州内相代理の地位に就いたことで、プロイセン州の州都ベルリンに強固な基盤を有する左派(社会民主党と共産党)と中央政権との対立から政争が激烈になることが予想されること——にあるようである。

しかし、藤井の関心はヒトラーの政権が「どのような政策を打ち出すか」よりも、同政権が不安定政権としての出発であることから、ヒトラーが「どう延命を画策しようとしているのか」に向けられている。

ヒトラーは中央党の協力が得られず、2月1日に大統領緊急令によって国会を解散、さらに続いて、プロイセンでの共産党のデモ全面禁止(2日)、帝国内における言論・集会の自由制限(4日)、大統領緊急令によるプロイセン州政府権限の閣僚代理への委譲(6日)、プロイセン州内相代理ゲーリングによるプロイセン警察行政の掌握(13日)、国会議事堂炎上と反ナチス派への弾圧(27日)、基本的人権を大幅に制限する「民族・国家保護の緊急令」公布(28日)、共産党首エルンスト・テールマン(Ernst Thälmann)の逮捕(3月3日)という一連の弾圧措置を経て、3月5日の総選挙に臨んだ。

藤井は選挙を前にして起きた国会議事堂炎上事件を伝える公電¹²⁾の中で、前回総選挙(1932年11月)でナチ党に次ぐ大量得票政党社会民主党(獲得議席121)、共産党(同100)へ「未曾有ノ弾圧ヲ加ヘ居ル為左派ニ於テモ直接行動ヲ以テ之レニ反抗各地ニ衝突起リ連日死傷者ヲ出シ居ル有様ナル」とまさに血で血を争う闘いが展開されていることを報告、選挙後の情勢について次のように観測している。

政府ハ選挙後共産党ヲ一括禁止スル意嚮ナリトノ噂伝ハリ居ルカ前回選挙ニ於テ七百万余ノ投票ヲ集メタル一大政党ヲ解散スルハ国内ニ内乱ヲ誘発スルノ惧レアリ内乱ハ未前[然]ニ防キ得ルトスルモ其運動ヲ地下ニ潜行セシムル結果甚タシキ危険ヲ伴フモノナリトテ憂慮スル向多シ

3月総選挙での獲得議席数はナチ党288(得票率43.9)、社会民主党120(同18.3)、共産党81(同12.3)となり、ヒトラーの連立政権はワイマル憲法を改正して合法的に独裁権力を獲得するための3分の2の多数を制することができなかった¹³⁾。

しかし、ヒトラーは総選挙2週間余後の3月23日には中央党に基本権の順守などの空約束をして協力を取りつけ、また共産党議員を議場から締め出し、国会の同意なしに政府が法律を制定できる「民族と国家の苦難を除去するための法 (Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich)」, すなわち「全権付与法案 (Ermächtigungsgesetz)」を可決させており、独裁体制の確立は藤井の予想を遥かにしのいで急速かつ狡猾に進展していった。

II

政権に就く前のナチ党の勢力伸長について大使小幡西吉¹⁴⁾は1931年、外相幣原喜重郎に宛て「独逸政界ニ於ケル国粹社会党ノ勢力伸長ニ関シ報告ノ件」という30頁にわたる報告書¹⁵⁾を送っている。小幡はナチ党の躍進について報告書の中で「当国々粹社会党カ立党後未ダ幾年ナラサルニ拘ラズ其ノ党勢ノ伸長目覚シキモノアリ昨年九月連邦議会総選挙ニ意外ノ成功ヲ齎シ爾後各邦選挙ニ着々勝利ヲ博シ」と書き出している。小幡はこれに続いて「右伸長ノ状況同党膨張ノ原因其ノ政界ニ及ホセル影響等」について報告している¹⁶⁾。

当時の外交官たちがナチ党とドイツ国民との関係をどのように捉えていたかを知る手がかりとなるのは、小幡報告の第2項目のナチ党の「勢力増大ノ原因」である。これらのうち、小幡が挙げる主なものは次の4点である。

第1に、経済界の不況、その結果としての失業者500万人の存在である。これは第1次世界大戦後の和平を取り決めたヴェルサイユ条約によって年額20億ライヒスマルクを超える賠償負担と各州政府など地方公共団体の債務250億ライヒスマルクを原因として経済が行き詰まっていることから生じていると小幡は分析する。このような現状では「中間政党ノ穩健ナル主張ハ到底此ノ窮乏ノ淵ニ沈メル国民ノ同情ヲ惹クニ足ラサルコト主要ノ原因ナル」と断じ、過激な主張を掲げるナチ党に惹かれる国民の感情を推量する。

第2は、ナショナリズムの問題である。ドイツ国民はヴェルサイユ条約によって賠償を課せられ、領土の変更を求められ、国民的プライドも傷つけられることになるが、それを癒す最良の方法が同条約の見直しであることは明白である。小幡の報告は「国粹社会党ハ国家主義ヲ強調スルト共ニ野党ノ自由ナル立場ヲ利用シテ最モ簡明直截ニ右条約改訂論ヲ唱へ」て民心に取り入っていることを明らかにしており、「ナショナリズム的政党」というナチ党の姿が小幡報告から浮かび上がっている。

第3はナチ党が党内を準軍隊組織に編成、さらに「遊撃隊」なる行動隊を設けて選挙活動に効果を挙げていることである。小幡報告はワイマル体制下で選挙制度に「比例連記制ヲ採用シ選挙人被選挙人間ノ人的要素ヲ棄却セル欠点ヲ有スル」ことから「有権者ノ四分ノ一ノ超ユル棄権者アリ (連邦総選挙ニ於テハ千万以上ノ棄権者ヲ出スヲ常トス)」と国民の選挙への関心が低下していることを伝えている。ナチ党は上意下達の党体制で組織を固め、これを基盤に常日ごろから有権者との連絡を密にする草の根組織を育成し、選挙時には「遊撃隊」を出動させて有権者の投票所への狩り出しを行い、集票効果を挙げていると

小幡は伝える。

第4は「独逸青年知識階級ノ国粹的傾向数年以来顕著ナリシ処普魯西〔プロイセン〕邦以下ノ政府カ此等国粹派ニ圧迫ヲ加ヘタル為メ却テ青年ノ心理ヲ刺激シ現在大学生ノ六割以上ハ国粹派ト称セラレ殊ニ南独及『シレシア』地方ニ於テハ全学生ノ八割ヲ占メル学校尠カラズト云フ」という事実である。これはナチズムの思想が右翼的な一群だけのものから知識階級のものにまで広がり、「扇動的政党」という浮ついた存在から脱しつつあることを明らかにするものである。知識階級に受け容れられることは、いかなる思想でも国民の間に認知されるための重要な要件であり、小幡報告は重要な点を衝いていることになる。

小幡報告でさらに注目されるのは、「其ノ政界ニ及ホセル影響」つまり報告の大項目の3番目にあたる「国粹社会党勢力ノ伸長カ政界ニ及ホセル影響」である。小幡はこの項でナチ党が地方政治レベルで勢力を伸長、この結果としてのドイツ政治の将来を暗示させる現象が具体的な姿を取りつつある現況、これに対する有力既成政党たる社会民主党・共産党・中央党・国権党のナチ党との提携・対立をめぐる錯綜した政界編成への胎動を報告している。まさにナチ党が中央での政権掌握を告げる幕開きを前にした舞台上の複雑な動きを伝えるものである。

同報告での地方政治の現状について、小幡は1929年12月8日に行われたチューリングゲン州議会選挙の結果に注目している¹⁷⁾。選挙では、ナチ党は共産党と並んで第3党となり総議席53のうち6議席を獲得した(前回1927年選挙では2議席)。第1党の社会民主党は18議席を獲得、中間政党との連立で政権樹立は可能だった。だが、社会民主党を中核とした中央の大連立政権ヘルマン・ミュラー(Hermann Müller)内閣は、この年の10月にニューヨーク株式市場の大暴落を引き金として起きたドイツ経済の崩壊により、経済政策をめぐる党派間の対立の中で連立瓦解の危機にさらされており、チューリングゲン州での大連立も実現の可能性は低かった。そこでナチ党を含めた5党による連立政権の樹立となった¹⁸⁾。ナチ党はヴィルヘルム・フリックを内相兼文相のポストに送り込み、州政府レベルでのナチ党出身の初の閣僚を誕生させた。だが、ナチスの政権参加はナチスが中央で政権を掌握したときの未来図——多くの国民はその危険を読み取っていなかったが——を示した。小幡報告は次のように伝える。

国粹社会党ノ政権接近ハ前述ノ如ク「チュ〔一〕リングゲン」邦ニ於ケル同黨員ノ閣僚就任ヲ以テ端緒トスルカ右ハ同党ノ勢力増大カ此ノ結果ヲ招来セリト云ツマリ寧ロ同邦ニ於ケル中央党ノ勢力カ鈍重ニシテ左右両系政党ノ対立厳然タリシ偶然ノ事実ニ基クモノナルモ「フリック」氏内相兼文相トシテ邦政ノ実権ヲ握ルヤ教育及警察ノ主要地位ニ自黨員ヲ配シ極端ナル党勢拡張ヲ図リシ為連邦内相ノ干涉ニ会セルカ「フ」氏ハ断然此ヲ排シ同邦ハ国粹社会党ノ「チューリングゲント」ト称セラル、ニ至リ全国政界ニ甚大ノ衝動ヲ与ヘタリ¹⁹⁾。

ナチ党の勢力伸長に対して他党はナチ党に対する態度の決定を迫られた。

小幡報告は中央におけるナチ党と国権党との協力の可能性は低いが、ハインリヒ・ブリューニング (Heinrich Brüning) 内閣を支える中央党との提携は有り得るという見方を示している。小幡がこの理由として挙げるのは、第1に国権党が最近勢力を減退させているうえ、ナチ党の主義と相容れない新教主義を奉じ、ホーエンツォレルン (Hohenzollern) 家推戴を固執しているのに対して、中央党は旧教主義であり、ホーエンツォレルン家との関係は必ずしも良好ではなく、これらのことからナチ党と共通性のあること、第2に国権党が大地主及び重工業企業家を支持基盤としているのに対して、中央党とナチ党は特定階級を基盤とせず、支持層を広く求めていること、第3に中央党として、大連立を組むことが困難な状況では、共産党を容認しない中間諸派を抱き込むには、選択肢として右派政党であるナチ党との連携のほかないこと——というものである。その後の推移ではナチ党との連携を中央党が拒否、国権党が受け容れたことを考えれば、小幡の見通しは外れていたことになる。

ナチ党は右派の地盤を切り崩して勢力を伸長したが、その蚕食はいまや左派の地盤にまで及び、社会民主党に深刻な影響を与えつつあった。小幡報告はこの点に関して「社会民主党ハ国粹社会党及共産党ノ狭 [挟] 撃ニ依リ苦境ニ陥リ其ノ前途ニ付憂慮」、さらに「同党カ議會ノ改選ヲ怖レ政府ノ事実上独裁政治ヲ黙認シ居ル態度ハ益々民心ヲ失ハシメタルノミナラズ党内ノ統制ニ亀裂ヲ生セシメ曩ニ社会労働党ノ分離ヲ見ルニ至レル次第アリ」と報告している。一方、左派のもう一方の旗頭共産党は暴力行為のエスカレートという形でナチ党との対立を先鋭化させている事実が小幡報告で浮かび上がっている。

国粹社会党機関紙ノ主張スル所ニ依レバ千九百二十八年以降同党員ニシテ共産党員ノ為殺傷セラレタルモノ八千三百名ニ上リ本年度ノミニテ四千六百名ヲ算スル趣ナリ而シテ右暴行鎮圧ノ為急派セラレタル警官隊ニテモ数十名ノ殉職者ヲ出セル次第ナルヲ以テ [以下略]²⁰⁾

小幡のこの報告はナチ党が政権に就いたとき、激しい共産党非難と同党弾圧に乗り出した理由の一端を明らかにするものでもあった。

III

ヒトラーの政権掌握後の初の駐独日本大使となった永井松三²¹⁾が注目していたのは、同政権の外交である。永井はヒトラー政権が「内政改革ニ専念シ居リ未タ確呼タル新外交政策ヲ樹立シ居ラサルカニ見ユ」²²⁾として外交にまで手の回らないことを伝えている。ただ、永井の公電はこれに続いて「国内統一ノ為愛國心敵愾心の肝要 [涵養] ヲ強調シ国内異分子ノ芟除ニ努メタル結果予テ感情円滑ナラサル仏国ハ勿論英米ニ於テモ著シク反独気分ヲ喚起シ知名ノ人士ニシテ議會演説其他ニ独逸攻撃ヲナスモノアリ」とヒトラー政権の「内政」

に対して、対立と抗争の歴史的関係を持つフランスを初めとする周辺諸国、加えて米国までが不快の念を示していることを明らかにしている。

永井の外相内田康哉に宛てた『「ヒトラー」内閣ノ制度統一ニ関シ報告ノ件』²³⁾で、ヒトラーが政権掌握4カ月にして行った政策を「国民的象徴ノ保護」「国家制度ノ統一」「政党」「輿論ノ統一」「教育」「宗教」「文化」「司法」「産業」「労働」の10項目にわたって詳細に報告しており、その中の第3項目の「政党」では「異分子」への弾圧について次のように明らかにしている。

「ヒトラー」内閣ガ共産党及社会民主党ヲ以テ非国民的分子ト為シ極端ナル弾圧ヲ行ヒ居リ其言論機関ヲ一括禁止スルノミナラズ一切ノ国家的事務(連邦・各邦・市町村・公企業等)ヨリ排除シ其主要人物ヲ何等カノ口実ヲ以テ拘束シ(四月末ノ全国拘禁者数ハ二万ヲ降ラズト称セラル) [中略]特ニ共産党ニ対スル弾圧ハ最も峻烈ヲ極メ党首「テールマン」ヲ始メトシ幹部殆ド全部獄中ニアリ、政治的活動ヲ禁止シ居ルノミナラズ党ノ所有財産ハ之ヲ没収処分ニ付シタル外前述ノ如ク地方中央ヲ通ズル一切ノ議政機関ニヨリテ参政権ヲ停止セラレ居リ事実上同党ハ党自体ノ解散禁止ヲ受ケ居ルト同様ノ立場ニ在ルガ社会民主党ニ対スル圧迫亦実質ニ於テ殆ド之ト異ナラズ [以下略]

ドイツの周辺諸国がヒトラーの政治手法に反発したのは、西欧民主主義の原則と相容れない点であったろう。

これに対してナチスの反対派弾圧に対する永井の見解は本省宛の公電でも明らかにされていない。欧米に長く在勤しただけに外交官永井は民主主義的な考え方に理解はあり、ナチスの政治が異質のものであるとの認識であったとみられるが²⁴⁾、当時の日本の政治自体が民主主義と無縁のものであったことを考えれば、ナチスの手法もそれほど異質のものではないと受け止めたのかもしれない。

米国のヒトラーへの反発はヒトラーの反民主主義よりも、反ユダヤ主義であった点でフランスなどとは少し異なっていた。米大使ウィリアム・E・ドッド (William E. Dodd) は永井より少し遅れて1933年7月14日、ベルリンに着任している。シカゴ大学歴史学教授だったドッドを駐独大使に任命した大統領フランクリン・D・ルーズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) は1933年6月16日、ホワイトハウスでドッドと昼食を摂りながら会談した際、「ドイツ当局はユダヤ人たちを辱めている。わが国のユダヤ人たちは、これにひどく腹を立てている。これも政府が直接取り扱うべき事項ではない。われわれはテロの犠牲となる米国市民を保護できるのみである。だが、われわれは迫害の波を弱めるため、非公式かつ個人的影響力を行使して、ユダヤ人たちに可能な保護の手を差し伸べ、またあらゆる方策を講じなければならない」と語っている²⁵⁾。1933年11月9日から10日にかけて起きた「水晶の夜」事件²⁶⁾に抗議してドッドの後任大使ヒュー・R・ウィルソン (Hugh R. Wilson)

は同月14日、本国に引き揚げており、民主党出身でユダヤ人社会を有力な支持基盤とするルーズヴェルトとしてはヒトラー政権をユダヤ人迫害問題と切り離して考えることはできなかった。

一方、日本もナチスの人種政策については「被害者」の立場だった。ヒトラーは「アーリア人種のみが文化の創始者」という見解であり²⁷⁾、ドイツ在住の日本人、特に日独夫婦の間に生まれた混血児に対する迫害が頻発し、永井もドイツ側に見解を質すことを迫られることになる²⁸⁾。

しかし、ナチス・ドイツは日本に対しては基本的には友好的だった。ナチスが1933年5月10日夜、ドイツの精神に反する書物を焼却した焚書事件に対して日本の知識人たちが抗議を決議したが²⁹⁾、永井は外相内田宛の公電³⁰⁾で「独逸ニ於ケル此ノ種運動ハ共産主義並極端ナル自由主義ヲ排除セントスル国本運動ノ一形態ニシテ政府モ亦国民革命ト称シテ黙認シ居ル」と擁護している。永井はさらに日本で強い抗議運動が起これば、「今日迄我国ニ対シ比較的好意の態度ヲ示シ居ル国粹社会党ノ感情ヲ徒ニ刺激スルコトトモナリ我方ニ取りテ蕪蛇ノ悔ヲ招来スルコト無キヲ保セスト思考セラル」と、日独関係に悪影響の生ずることを懸念している。

だが、権力の座に就いたナチスの要人たちは、多くが「成り上がり者」であり、日本について深い知識はなかった。永井の公電は、「若シ夫レ比較的縁遠キ極東問題ニ至リテハ的確ナル意見ノ持合セナキヤニ想像セラレ従テ我方ヨリ漸次進ンテ指導ノ要アルヘク」³¹⁾と、日本側からのナチス要人への「啓発」の必要性を強調する。

そのナチスが日本になぜ「友好的」なのか。宣伝相ヨーゼフ・ゲッベルス(Joseph Goebbels)と会談³²⁾したことに触れている永井の前掲公電がそれへの答えを与えている。この極めて重要な事柄を伝える公電の一文はごく短いものである。

日独親善ノ必要ノ万一ノ場合ニ於ケル対蘇関係ニ結ヒ着ケントスルノ [以下略]

日本は1931年9月18日の柳条溝爆破事件を契機に満州事変の泥沼に入りつつあった。事件は関東軍が満州を軍事的に占領するために起こした謀略であり、31年の秋に決行した大きな理由のひとつは、ソ連が5カ年計画に没頭、中立化状態にあることだった³³⁾。大陸に足場を築いて植民地的経済圏を広げようとする日本にとって中国の背後にいるソ連は常に不気味な存在だった。一方、ワイマル時代、第1次大戦の敗北に打ちひしがれていたドイツと世界で初めての共産主義政権となり、資本主義世界から冷たくあしらわれていたソ連とはラパロ条約を締結し、軍事面でも協力し合うなど親密な関係にあったが、ナチスは政権掌握と同時に国内では抗争を展開してきた共産党を弾圧、外に対しては共産主義インターナショナル(Communist International)(第3インターナショナル)を指導するソ連を激しく批判していた。東西の日独両国がその間に位置するソ連を意識して接近する図式が1933

年5月の時点で既に描かれつつあることを永井の公電は示しており、注目される³⁴⁾。

しかし、永井が「ソ連を念頭に置いた日独の関係強化」について深い関心を抱いている様子はない。永井は前掲公電の「対蘇関係ニ結ヒ着ケントスルノ」に続いて「傾向ヲ認メラレタルヲ以テ本使ハ右ノ如キ敵本主義ヲ離レ東亜全局ノ平和保持ノ見地ニ誘ヒ置キタリ」と続けている。つまり永井は日独はお互いに「親善」を深めても、その目的をソ連を東西から牽制するという「敵本主義」という功利主義的、短絡的な目標を設けた外交に置くべきではなく、東アジアの平和維持に貢献させるものにすべきである、とドイツ側を諫めている。

ただ、国際連盟における満州国問題についての決議案をめぐるいかなる妥協にも応じないとする日本は1933年3月27日、連盟から脱退、国際世界で孤立しつつある現状を考えれば、その内政と将来予想される膨張的な外政を理由として、同じく国際世界で孤立しつつあるナチス・ドイツと友好的な関係を保持することは排除すべきものでない、という永井の考えが、焚書事件における日本側の抗議行動を諫める公電からもうかがえる。

永井のこの考えは、ナチ党大会への出席にも表れているといえるだろう。ナチ党は政権を掌握した1933年8月30日から9月3日までニュルンベルクで第5回党大会「信念の勝利」を開催、ドイツ外務省は各国大使に招待状を出したが、永井は欠席、1934年9月5日から10日まで同地で開催された第6回党大会「意志の勝利」には出席、来賓として祝辞も述べた³⁵⁾。

しかし、本省に宛てた永井の公電を読む限り、外務省が永井に対して日本とナチス・ドイツの関係強化を図るよう訓令を発した形跡はうかがえない。従って、ナチ党大会への出席も永井の大使としての判断によったものと推測される。外務省もナチス政権の本質、将来進む方向、日本との関係について明確な図式を描くことができなかったといえる。

IV

永井松三の後任大使武者小路公共と駐英ドイツ大使ヨハイム・フォン・リッベントロップ (Joachim von Ribbentrop) によって1936 (昭和6) 年11月25日、ベルリンで日独防共協定が結ばれる。これによって、日本はそれまでのナチス・ドイツとの曖昧な関係に終止符を打って、同盟関係に入る。日本の1945年8月15日の破局への運命的なステップとなるものだった。

防共協定が締結される1年余前、しかも武者小路が賜暇休暇で帰朝していた1935年9月6日の日付で外相広田宛に駐独日本大使館から送られた「独国一般政情報告ノ件」という報告書³⁶⁾がある。報告書は臨時代理大使を務めていた井上庚二郎が広田に送った形式になっているが、「当国一般政情ニ関シ内田官補起草ニ係ル外交及内政ノ分 (六月末現在) 何等御参考迄送付ス」という但し書きが付されている通り、外交官補内田藤雄³⁷⁾がまとめあげたものである。報告書は73頁にも及ぶ長文のもので、「外交」と「内政」の両面からナチス・ド

イツについての詳細な分析を行っている。

この報告書で注目されることは、「ドイツへの心情的理解」が、ドイツから発せられたそれまでの公電や報告書と比べて色濃く出ていることである。

「外交」についての報告の中で内田は、ナチス外交が孤立しているという点について「独逸カ連盟ノ外ニ在リ然モ独逸ヲ積極的ニ後援スル如何ナル国モ存在セスト云フ意味ニ於テ此ノ事実ハ肯定サレネハナラヌ」と認めているが、孤立の原因は人種理論に基づくユダヤ人迫害などにあるのではない、と断じて自らの分析を次のように述べている。

一言ニシテ云ヘハ今日各国通有ナル自由主義思想ト異ナレル主義思想ヲ主張スル強国カ現状維持打破ヲ看板トシテ欧州ニ出現セルコト自身カ独逸ヲ孤立セシメ居ル最大原因テアツテ個々ノ外交政策ノ批判ハ此ノ大キナル事実ノ前ニハ寧ロ末梢的問題テアル。

従って、「『ナチス』外交ノ失敗ヲ論断スルハ早計テアル」というのが内田の導く結論である。

ドイツがナチス政権の下に再起に向かって国力を充実させつつあることに対して、周辺諸国が警戒心で——ある面では嫉妬も混じえた警戒心で——排斥しようとしているとみる点では、内田の分析はドイツの立場を擁護し、「不当の理は周辺諸国にあり」という見解を言外に漂わせたものである。

この論は日本首席代表松岡洋右が1933年2月24日、国際連盟総会で満州事変についての現地調査委員会の報告「リットン報告」が採択されたあとに朗読した宣言書の次の一文に通じるものである。

日本政府は今や極東に於て平和を達成しむる様式に関し、日本と他の連盟国とが別個の見解を抱いて居るとの結論に達せざるを得ず。然して日本政府は日支紛争に関し国際連盟と協力せんとする其の努力の限界に達したことを感ぜざるを得ない³⁸⁾。

内田報告はドイツの国際連盟脱退も「全く必然的ナリ」と結論づける。内田は理由について幾つか挙げているが、注目されるのは「国際連盟ガ『ヴェルサイユ』条約ノ一部トシテ成立シ平和ノ名ノ下ニ行ハルル大戦勝利国ノ現状維持機関テアルニ対シ独乙ハ独民族ノ結合ヲ旗幟トシテ現状打破ヲ主張シ居ルコト」と指摘していることであろう。内田の分析は、日本の満州占領が欧米諸国によって権益の分割が行われているアジアに自らの権益を確保することで現状打破を目指し、それに欧米諸国が反発し、連盟脱退となった点では、ドイツと連盟脱退をめぐっては共通項を持っていたことを示唆している³⁹⁾。内田はこれを踏まえるようにしてドイツを擁護する。

満洲事変ニ於テ五十三対一ナル稀有ノ孤立ニ陥入レル日本ノ地位ハ其ノ落着ト共ニ一大飛躍ヲ為セルト同様ニ今日ノ独乙ニ於テ見ラルル外交的孤立ナル事実ヲ徒ニ形式的ニ観察シ〔1字不明〕勢的独乙ヲ批判スルコトハ早計ト云ハネバナラヌ。

内田は「内政」についても、ナチスの中核をなす人種論について『『ナチス』理論ノ最モ特異ナル中心部分デアツテ『マルクシズム』ノ物質ニ対シ血液、人種ヲ以テ総テヲ説明セントスルモノデアルト云フコトモ出来ル』と説明する。そして、この理論が出てきた背景として「他国ニ於テハ考ヘ得ラレザル『ユダヤ』人ノ跋扈（金融資本、言論機関、百貨店、弁護士、医者ノ如キ自由職業ノ独占乃至ハ圧倒的勢力）及『ライン』占領当時ノ仏国黒人ノ暴虐等ヲ顧ミル時止ムヲ得ザル必要ニ出デタコトハ半バ認メザルヲ得ザル所デアリ』とナチスの人種論を容認する。

内田は「大衆ニ対スル『人物』（英雄）ノ優位ヲ主張スルFührerprinzip（指導者主義）」の下に政治を行うヒトラーの手法についても『『ヒトラー』ノ如キ相当ノ敏感サヲ以テ民衆ノ声ヲ聞キ居ルコトハ見逃シ得ザルベク旁々『ナチス』独裁主義ヨリ直チニ中世紀的の圧制、専制主義ヲ想像スルハ誤謬ナリト云ハザルヲ得ナイ』と擁護する。内田も宣伝相ゲッペルスによる言論・表現の自由圧迫については政治には健全な批判が必要という見解から承服し難いようであるが、それでもヒトラー政権は「漸次健全ナル批判ノ存在ヲ承認スルニ至ルベク今日ノ事実ヨリシテ『ナチス』ヲ直ニ専制的ナリト断スルハ当ラサルヘシト思考セラル』とつけ加えることを忘れない。

内田はこのような種々の分析を基に報告書を次の結語でしめくくる。

当面ノ又来リ得ベキ種々ノ難関ニモ拘ラズ全独乙人ノ民族的覚醒ナル精神的要素、軍備ノ拡張ヲ初メ各方面ニ於ケル国力ノ充実ナル物質的要素ハ共ニ相俟チ其ノ粘リ強キ国民性ト共ニ独乙明日ノ飛躍ヲ予想セシムルニ充分デアルト結論シ得ルデアラウ。

おわりに

日独防共協定の締結に向けて動いたのは駐独日本大使館付陸軍武官大島浩少将⁴⁰⁾である。ドイツ側の交渉者は、ヒトラーの側近リッベントロップだった。日独双方とも正式の外交ルートを通さない交渉だった。大島はリッベントロップとは1934年末か35年初頭に初めて会っており⁴¹⁾、対ソ政策について意見が一致、大使武者小路の存在を無視して、防共協定締結への道を踏み出した。武者小路が賜暇休暇中の1935年秋、臨時代理大使井上は秘密裏に行われている日独の交渉について噂として初めて知っている⁴²⁾。

1935年7月の時点での駐独日本大使館の陣容は次の通りである⁴³⁾。

特命全権大使　武者小路公共

参事官	井上庚二郎
一等書記官	杉下裕次郎, 深田栄次郎
二等書記官	昌谷忠
商務書記官	長井重歴山
理事官	今井茂郎
外交官補	内田藤雄, 古内廣雄, 牛場信彦, 甲斐文比古
外務書記生	奥山幸藏, 尾崎義

外交官補の牛場, 甲斐は外務省の白鳥敏夫に繋がる革新派であり⁴⁴⁾, 古内, 内田とともに大島の武官公邸によく出入りし, 大島と気が合った⁴⁵⁾。ドイツ語の堪能な古内は防共協定締結に向けて秘密裏に動く大島をリップントロップとの交渉で助けた⁴⁶⁾。内田のナチス政権擁護論も, 大島との親密な関係を背景として, 1年後に実現する日独提携のために外務省に事前に与えた日独提携肯定論であったとみることもできる。内田報告がどのような経緯で書かれたかは不明だが, 参事官, 一等書記官, 二等書記官の面々を差し置いて一介の官補がドイツの内外政についての長文の報告書を執筆したのは異例のことだろう。

政権掌握前のナチスについて警戒的な見方をしてきた小幡に対して, 政権掌握後のナチスについて積極的ではないにしても受け容れを拒まずとした永井——と駐独日本大使のナチス政権への姿勢は変化していくが, 駐独日本大使のその姿勢は日本の内外情勢と当然のことながら無縁ではなかった。とりわけ日中戦争の進展と戦争を指導する軍部(陸軍)の政策は日独関係に深く影響した。

しかし, 東郷茂徳のようにナチスの本質を冷静に分析し, それとの提携を強く反対, 歴史の流れを的確に見通していた外交官の存在したことも事実である⁴⁷⁾。

ナチス政権掌握前後におけるナチスについて日本側がどう評価していたかについては, 駐独日本大使館の外交官のほか駐独陸海軍武官事務所の軍人たち, また駐独日本人特派員たちについても考察することが必要であり, これは今後の課題である。

注釈・参考文献

- 1) ソヴィエト政権は1917年11月7日, 第2回全ロシア・ソヴィエト大会で臨時政府に代わり, ソヴィエト政府樹立が宣言されて誕生(10月革命), ソ連共産党書記長ミハイル・S・ゴルバチョフ(Mikhail S. Gorbachev)が党保守派のクーデターに対抗して1991年8月24日, 書記長を辞任, 党解散を中央委員会に勧告, 党書記局がこれを受け容れ, 党解体となったいわゆる「8月革命」によって終焉を迎えた。ナチス政権は1933年1月30日からドイツが無条件降伏した1945年5月8日まで存続した。
- 2) ナチス政権の登場前後と日独防共協定締結工作に至るまでの日本側のナチスと同政権への関心については, 私の知る限り, Gerhard Krebs, *Japans Deutschlandpolitik 1935-1941*, Hamburg 1984 と Carl Boyd, *The Extraordinary Envoy*, Washington 1982 が触れているが, 全体の中の一部であり, 特に駐独日本大使館から本省に宛てた公電を中心として分析したものではない。
- 3) 同史料は「A-6-8-0-1」として分類され, 1927(昭和2)年から43年までの史料が3巻にわたって整理されている。なお, 同史料は駐独日本大使館から発電されたドイツの内政報告関係の公電のすべて

を綴じ込んでいるのではなく、紛失等により、その一部が欠落している。

- 4) 1933年1月30日にナチスは厳密な意味では、政権を執っていない。閣僚11人のうち、ナチ党員は首相アドルフ・ヒトラー (Adolf Hitler)、無任所相 (兼航空長官・プロイセン州内相代理) ヘルマン・ゲーリング (Hermann Göring)、内相ヴィルヘルム・フリック (Wilhelm Frick) の3人だけであり、副首相 (兼プロイセン州首相代理) フランツ・フォン・パーペン (Franz von Papen) と連立を組んで政権の座に就いた。なお、プロイセン州では1932年4月24日に行われた州議会選挙でナチ党が躍進、社会民主党を中核とするオット・ブラウン (Otto Braun) 連立政権は議会で絶対過半数を制することができず、首相選出が滞る中、32年7月20日、帝国首相パーペン (当時) は大統領緊急令 (Notverordnungen) (ワイマル憲法第48条2項で規定された議会の承認なしに発することのできる緊急時の大統領命令) でプロイセン政府閣僚を解任、中央政府は閣僚代理 (Reichskommissar) を任命、州の政務にあたらせた。中央政府のこの措置は32年10月25日、ライプツィヒの国事裁判所で「違法」との判決を受けるが、閣僚代理はそのまま存続、プロイセン州では「2つの政府」が併存する格好となっていた。
- 5) 外務大臣官房人事課編纂『昭和拾二年編纂 外務省年鑑 貳』168頁によると、藤井は1888 (明治21) 年生まれ、1912年東京帝国大学法科大学政治学科卒業、13 (大正2) 年外交官及領事官試験合格、駐ハンブルク総領事を経て32 (昭和7) 年10月駐独大使館参事官に任命されている。
- 6) 藤井は公電では「独裁政治樹立に向かう」と独自の判断を伝えているのではなく、ドイツの新聞論調紹介の体裁にしている。しかし、これは判断を誤った場合の責任回避のための外務官僚独特のいい回しとみるべきで、他の外交官の公電にもこれに類する表現が見られる。なお、「独裁政治」がいかなる形態をとるかについて、藤井の公電は明らかにしていない。
- 7) 藤井の公電を初め、駐独日本大使館から本省宛に送られた公電ではナチ党は「国粋社会党」と表記されている。同党のドイツ語表記は「Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei = NSDAP」であり、「National」を「国家」などとは訳さず、同党が掲げる政策が国粋主義的な色彩の濃いものであることもあって、「国粋」という訳語を適用したと推測される。
- 8) 国権党 (Deutschnationale Volkspartei = DNVP) は「旧『プロシヤユンカー』党ノ後身トシテ『ワイマル』共和憲法ニ反対シ『ホーヘンツォーレルン』ノ君主制ヲ今尚標榜『榜』シ居ル新教系政党」(藤井の1月30日付公第45号)。「国家人民党」とも訳されている。
- 9) 林健太郎編『ドイツ史 (新版)』山川出版社、1989年、406頁。
- 10) 藤井の公電 (前掲) によると、中央党 (Zentrum) は「階級関係ヲ超絶セル政党ニシテ其大多数ハ敬虔ナル中産階級ノ『カトリック』信者ナルノミナラズ『カトリック』系労働組合ノ党内ニ於ケル勢力亦侮ルヲ得ズ」として、藤井は中央党と国権党とが「氷炭相容レザル」の関係にあるとみている。
- 11) ヒトラーの政権掌握が「必然的帰結」でなかったことは、例えばアラン・バロック (大西尹明訳) 『アドルフ・ヒトラー』(I) みすず書房、1966年、212頁でも指摘されており、この根拠のひとつとして1932年11月の総選挙でのナチ党の後退が挙げられている。
- 12) 1933年2月28日付第32号。
- 13) 『ドイツ史 (新版)』、413頁。
- 14) 武者小路公共編『小幡西吉』小幡西吉傳記刊行会、1957年、1—10頁によると、小幡は1873 (明治6) 年石川県金沢市生まれ、97年東京帝国大学法科大学法律学科を卒業、98年外交官及領事官試験に合格して、長く中国に在勤した。駐トルコ大使を務めたあと、駐中華民国公使に内定したが、駐中華民国一等書記官時代の1915 (大正4) 年、対華21カ条要求に係わったことを理由にして中国側は小幡のアグレマンを拒否、駐独大使となった。
- 15) 11月30日付公第284号。
- 16) ナチ党の勢力伸長についての駐独日本大使館からの報告の中で、小幡のものは精細なものであるうえ、現在の視点から読んで分析の確かな点で群を抜いている。
- 17) 小幡は報告の中で、地方政治レベルでのナチ党の勢力伸長の過程を3期に分けている。第1期は1928年ごろの各州議会改選後から翌29年12月8日のチューリンゲン州議会選挙まで、第2期は30年6月22日のザクセン州議会選挙から31年9月27日のハンブルク市議会選挙まで、第3期は31年10月中旬のアンハ

ルト州内の各地方議会選挙以降である。ナチ党は第1期では右翼政党の基盤を切り崩して支持基盤を広げ、第2期では社会民主党に次ぐ第2党の地位に躍進、第3期では第1党の地位を獲得した——と小幡報告は伝えている。

- 18) Bodo Harenberg (Hrsg.), *Chronik 1929*, Dortmund 1989, S. 201.
- 19) フリックの強引なやり方に抗議して帝国内相カール・ゼーフェリング (Carl Severing) は1930年3月19日、チューリンゲン州政府に対して州警察への補助金支給の停止を通告した。同州政府が「将来、ナチ党員を警察官に採用しない」と約束したことで4月16日、同措置は解除された。しかし、フリックは6月21日にはオーストリア国籍のヒトラーにドイツ国籍を与えるための工作をしている。これなどを理由として、野党社会民主党はチューリンゲン州議会にフリック不信任案を提出、同案は31年4月1日、29対22で可決され、ナチ党は閣外に出た (*Chronik 1930*, S.52, *Chronik 1931*, S. 70)。
- 20) 小幡報告では触れられていないが、ナチスによる暴力行為も共産党員のそれに優るとも劣らないほど激しいものがあつた。選挙集会の警備や反対派弾圧のための役割を担ったのが、1921年に設立された戦闘的隊員7万人 (1931年現在) を擁する突撃隊 (SA) である。一方、共産党の戦闘的党員を集合したのが、1924年に設立され、29年に非合法化されたが、活動をそのまま続けた党員10万人 (1928年現在) から成る赤色戦線戦士団 (RFB) だった (*Chronik 1931*, S. 12)。
- 21) 永井は1877 (明治10) 年愛知県愛知郡生まれ、1902年東京帝国大学法科大学政治学科卒業後、外務省に入省、中国・欧米に広く在勤、外務次官から転出して駐独大使となった (日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』山川出版社、1992年、661頁)。
- 22) 1933年5月4日付第81号。
- 23) 1933年5月11日付機密公第184号。
- 24) ベルリンで発行の『フォシシェ・ツァイトゥング (Vossische Zeitung)』紙の社交欄を担当していたユダヤ系ドイツ人女性ジャーナリスト、ベラ・フロム (Bella Fromm) はその回想記 (*BLOOD and BANQUETS*, New York 1990) の107頁で1933年4月9日、着任間もなくの永井と会見したことを記述している。フロムは「英仏両国語を完全に駆使できる彼は、すばらしい西欧教育の産物のようである。彼の好みは明らかに褐色 [ナチス] の側にある」と記している。フロムの回想記はヒトラー登場以前の1917年8月18日からユダヤ系の故にドイツを去ることを余儀なくされた1938年9月9日までのベルリンにおけるドイツ政府要人、知識人、各国外交官らとの交際と動静についての貴重な記録ではあるが、後述のように東郷茂徳について誤った記述があり、信頼性にいささか欠けるところがある。
- 一方、*The Extraordinary Envoy*, p.7 では「大使永井は一般的には、その姿勢において第三帝国には好意的だった」とされている。その理由として、第1に1933年のナチ党大会で宣伝相ゲッベルスが行った「人種と世界の宣伝」の演説を永井は不愉快と思った様子のないこと、第2にナチ党大会閉幕間もなくしてハンブルクの東亜協会に來賓として招かれた永井は日独両国民の類似性について発言し、「日本国民はドイツを深い理解と心からの親近の情で見守っている」と述べ、そのあとの永井を主賓とし、ナチ党員も出席する宴会では、大日本帝国、日本皇室、祖国ドイツ、ヒンデンプルク大統領、ヒトラー宰相のために「ジークハイル」が高唱され、日独両国歌とナチ党歌「ホルスト・ヴェッセルの歌」が歌われたことを挙げ、加えて前掲のフロムの1933年4月9日の日記の記述にも触れている。
- 永井は外務次官として満州事変勃発期に持ち上がった外務省の政調部設置問題では、後年枢軸派の旗頭となる情報部長白鳥敏夫と対立、次官を辞任、この結果として駐独大使に転出した経緯があつた (外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年 下』原書房、1969年、180—183頁)。
- 25) William E. Dodd jr. und Martha Dodd (Hrsg.), *Diplomat auf heißem Boden*, Berlin 1961, S. 30.
- 26) 駐仏ドイツ大使館員がユダヤ人青年によって射殺されたことへの報復としてナチスが1938年11月9日から10日にかけてドイツ全土で行ったユダヤ人への迫害事件。
- 27) アドルフ・ヒトラー (平野一郎、将積茂訳)『わが闘争』(上) 角川書店、1991年、414—420頁。
- 28) 足立邦夫『臣下の大戦』新潮社、1995年、70—72頁。フロム女史は「陽の昇る国に対して極めて好意的と永井が評価するこのドイツが、日本人たちは優秀なドイツ民族の下位に立つ、と考えているということ永井も十分承知している」と記している (*BLOOD and BANQUETS*, p.107)。

- 29) 『東京朝日新聞』1933(昭和8)年6月3日付によると、ドイツ問題懇談会は同月2日夜、東京・内幸町の大阪ビルレインボーグリルで会合を開き、焚書事件に関してヒトラーと各国の文論壇へ抗議文を送ることを決議した。抗議文は「最近ナチスの強行せる文化破壊の行為は単にドイツ文化の歴史における一大汚辱たるのみならず広く人類文化に対するてう戦と認む、我等は我国及び世界の目下の情勢に鑑みかくの如き暴挙に対して学芸の進歩と思想の自由との名において抗議す」となっていた。会合には作家久米正雄、木村毅ら75人が出席した。
- 30) 1933年6月8日付。番号は明記されていない。外交史料館に保存されている同公電は、邦文タイプで打たれたものの写しであるが、それに手書きによる訂正・削除・書き込みが行われている。誰がどのような経緯で行ったかは不明。
- 31) 1933年5月4日付公電第81号。
- 32) 永井は公電で「過日本使訪問ノ折及宣伝大臣トノ会談ノ際ニモ」と伝え、宣伝相以外にもドイツ側要人と会談したことを明らかにしているが、その要人が誰であったかについては明確にしていない。
- 33) 大内力『日本の歴史 24 ファシズムへの道』中央公論社、1993年、332頁。
- 34) 興味あることは、当時のベルリンの外交界では「日本はソ連を攻撃する」という噂が根強く流れていたことである。米大使ドッドは日記の1933年12月10日に「ある外交情報が示唆するところによると、日本は来年の4月か5月にもウラジオストクを攻撃する用意がある」と記している(*Diplomat auf heißem Boden*, S. 84)。
- 35) *The Extraordinary Envoy*, pp. 7-9. 第5回大会では米大使ドッドを初め欧州主要国の大使も欠席した。ドッドは「公務多忙」を理由としたが、真の理由は米国政府から派遣された大使であり、政府の行事に出席することはあっても、党の行事には出席の要なしという原則だった(*Diplomat auf heißem Boden*, S. 52 f.). さらに、ユダヤ人を迫害しているナチスの公式行事に出席することは、ナチスの行為を追認すると内外で受け取られることを警戒したためでもあった。ドッドは後年の党大会にも出席せず、1937年12月に離任した。
- 36) 報告書は公電の形はとっておらず、「機密第三二一号」の整理番号が付され、邦文タイプで打たれている。報告書は伝書使によって外務省に運ばれたものとみられ、「昭和拾年九月廿八日接受」の印が捺されている。
- 37) 外務大臣官房人事課編纂『昭和四十一年五月編纂 外務省年鑑』997-998頁によると、内田藤雄は1909(明治42)年生まれ、1930(昭和5)年外交科試験合格、31年東京帝国大学法学部卒業、同年4月より外務書記生として駐独大使館勤務となり、32年10月より外交官補となっていた。
- 38) 『連盟脱退関係諸文書』国際連盟協会発行、1933年、116頁。
- 39) 高橋勇治「満洲事変の原因と責任」日本外交学会編『太平洋戦争原因論』新聞月鑑社、1953年、190頁では、「日本の進路は初めから終りまで列強帝国主義の争奪地点」であったとし、この結果、「植民地民族の反抗は例外なく他の帝国主義との共同戦線の形態をとつて行われ」、そのたどり着く先は「残虐な侵略戦が不可避」となり、加えて「日本だけがひとり帝国主義的侵略国家であるかの如き錯覚を植民地民衆と世界の民衆に起させることになる」としている。
- 40) 外務大臣官房人事課編纂『昭和拾七年編纂 外務省年鑑 貳』などによると、大島浩は1886(明治19)年生まれ、1904年陸軍中央幼年学校卒業、05年陸軍士官学校卒業、06年陸軍砲兵少尉となったあと軍人としての経歴を積む。ドイツとの関係では、1921(大正10)年から23年まで駐独日本大使館付陸軍武官補佐官、1934(昭和9)年から38年まで同陸軍武官、38年駐独大使となり、予測できなかった独ソ間の不可侵条約締結で大使を辞任するが、40年に再任命となり、45年まで在勤した。極東国際軍事裁判ではA級戦犯として終身刑の判決を受ける。
- 41) *Japans Deutschlandpolitik 1935-1941*, S. 33.
- 42) *Ibid.*, S. 57. 井上は1935年11月26日にアルフレート・ローゼンベルク(Alfred Rosenberg)が最高責任者であるナチ党外交局の東アジア部に宛て「日独条約草案の写し」を請求しており、井上が大島とドイツ側との間で交渉が行われていることを噂として知ったのは11月ごろと思われる。
- 43) 外務大臣官房人事課編纂『昭和拾年七月編纂 外務省年鑑 貳』325頁。

- 44) 『日本経済新聞』1983(昭和58)年11月8日—12月6日連載「私の履歴書 牛場信彦」。
- 45) 1937(昭和12)年から40年まで駐独大使館に外務書記生、外交官補として在勤した元外務次官法眼晋作氏や甲斐文比古氏らが筆者に語ったり、前掲の牛場信彦氏の自伝などによる。
- 46) 前掲「私の履歴書 牛場信彦」の中の内務省についての記事。
- 47) *BLOOD and BANQUETS* では東郷について3カ所にわたり言及されている。1933年6月21日の日記では「駐独日本大使館参事官東郷茂徳は、いつもの通り控え目で寡黙だった。しかし、[ナチ党が] 社会民主党を抹殺しようとしていることについての彼の辛辣な批評は、ファシスト傾向を持ったドイツ生まれの同氏の夫人の考えと一致するものではない」と記している。東郷は欧米局長に就任するため1933年1月28日、東京に帰着しており(東郷茂徳『時代の一面』中央公論社、1989年、112頁)、フロムの記述は事実と時間的に整合しないが、同女史は東郷についての言及では東郷を日本外交官の中でも「反ナチスであった」としている。

A Study of the Japanese Assessment of the Rise of the Nazi Political Power Based on Reports to Tokyo by the Japanese Embassy in Berlin

Kunio ADACHI

Faculty of College of Liberal Arts and Science,

Kurashiki University of Science and the Arts,

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712, Japan

(Received September 30, 1995)

Before and after the taking over of political power by the Nazis on 30 January 1933, the Japanese ambassadors in Berlin assessed Nazism and its leader, Hitler, differently from the French or American ambassadors who maintained a critical attitude toward Nazism. Although Ambassador Yukichi OBATA, assigned to the post in 1931, had perceived subtle danger in the Nazi policy, Ambassador Matsuzo NAGAI, who took up the post in April of 1933, tried to entertain friendly relations with Nazi Germany. It is also noteworthy to add that Diplomatic Probationer Fujio UCHIDA assessed Germany positively in his detailed report to Foreign Minister Koki HIROTA on 6 September 1935. Thus, one year later, on 25 November 1936, Japan and Germany signed the Anti-Comintern Pact, which set Japan's initial step in its active association with Germany against the Allied Powers.